

がけ地などの危険区域からの居住移転に対する補助制度があります

申・問 危機管理室 ☎72-5160

土砂災害特別警戒区域などのがけ地にある住宅の移転に要する費用の一部を補助します。

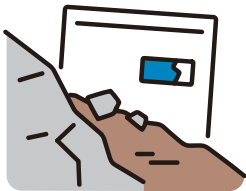
補助内容

- ①現在お住まいの住宅の除去などに要する費用（上限97万5,000円）
- ②代替住宅建設などに要する費用の借入金の利子相当額(上限421万円)
- ①と②を併用できます。

申請期限 8月30日(金)

補助に関する注意事項

事前に申請・審査が必要です。また、別途詳細な要件などがありますので、詳細はお問い合わせください。



住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除去に対する補助制度があります

申・問 危機管理室 ☎72-5160

①住宅の耐震化に対する補助

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、大地震が発生した際、倒壊の危険性が高いとされています。市では、木造住宅の耐震化に対して費用の一部を補助します。

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅
補助金額 全額補助（診断内容の審査手数料として5,500円が必要）
※住宅の状況によっては、別途費用がかかる場合があります。

申請期限 12月20日(金)

耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

補助対象 耐震診断を行った結果、基準を満たさなかったもの
補助金額 経費（補強実施設計、工事監理含む）の3分の2以内(上限100万円)
ただし、次のいずれかの場合は、経費の5分の3以内(上限120万円)
・床面積の合計が180㎡以上の住宅
・昭和34年以前に建てられた住宅
・診断の結果、評点が1階2階とも0.4未満の住宅
・所有者が65歳以上(所得制限があります)

申請期限 12月20日(工事完了期限は令和7年1月末)

【耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください】

木造住宅耐震診断士がご自宅に訪問し、無料で耐震診断に関する相談に応じます。大分県建築士事務所協会(☎097-537-7600)にお申し込みください。

②危険ブロック塀などの除去に対する補助

地震発生時にブロック塀などの倒壊が多発しています。ブロック塀などの倒壊で通行人などに危害を加えてしまうこともあります。塀の安全を確保することは、所有者の責務です。

市では、危険なブロック塀などの除去に要する費用の一部を補助します。

補助対象 コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造による塀

補助要件 次の要件を全て満たし、市が危険であると確認したもの
・道路に面するもの
・高さ1m以上あるもの(道路地盤面から1m以上)
・ひび割れまたは傾きが認められるもの

補助金額 除去に要する費用の2分の1以内(上限10万円)
申請期限 12月20日(金)
(工事完了期限は令和7年1月末)

補助に関する注意事項

上記①②の補助制度は、ともに事前申請が必要です。また、別途詳細な要件などがありますので、詳細はお問い合わせください。

地域の将来の農地利用について話し合ってみませんか？

問 農政課 農業振興係 ☎72-5167 農業委員会 農地係 ☎72-5176

市では農業における「地域計画」の策定を推進しています。地域計画とは10年後に目指す地域の農地利用を示す設計図であり、今後、誰がどのように地域の農地を利用していくのか地域で話し合い、まとめていく計画です。各地域で令和6年度末までの策定を目指します。

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより「人・農地プラン」を作成してきましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

地域計画は人・農地プランで定めた「地域農業の将来の在り方」に「目標地図」を追加したものであり「将来、地域の農地を誰が利用するのか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」を地域の関係者が一体となって話し合い、作っていく計画です。今後、地域の方々や耕作者などを中心に各地域で話し合いを進めていきます。地域農業を守るため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

人・農地プラン策定地域（令和6年4月1日現在）

国見町	西方寺、岡、浦手、鬼籠、竹田津干拓、櫛海、千灯、野田、新涯、東中、西中、川西、浜中、本城、上櫛来、下櫛来、古江、上岐部、中岐部、下岐部、小江・長瀬、小熊毛、大熊毛、向田
国東町	岩戸寺、長野、来浦、浜陽、松原、浜崎、寺山、富来、藁蓑、成仏、見地、中田、横手・行入、田深、北江、尾本、新栄、吉木、川原、山吹、原、安国寺、小原、黒津、上小原、下治郎丸、綱井、重藤
武蔵町	池ノ内、内田、糸原下・上、南糸原、小城、三井寺、志和利、成吉、今市、手野上・下、麻田下
安岐町	両子、糸永、中野、小俣、橋上、吉松前谷・本谷、美濃辺、薦巻、中園・沢掛、上馬場、塩屋第2(荒巻)、大添、山口、下山口

※地域内で部分的に策定しているプランもあります。また、人・農地プランを策定していない地域でも地域計画の策定は可能です。

地域の話し合い結果による取り組み事例

- ・基盤整備事業の実施
- ・新規就農者の受け入れ、農業企業の参入
- ・担い手による農地の集積・集約化
- ・各種補助事業の活用

地域計画策定にご興味のある地域は下記窓口へご相談ください。

相談窓口

- ・農政課 農業振興係
- ・農業委員会 農地係
- ・各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員

